

協力勧告対象となる「公共の安全の確保上特に重要なガス工作物」について

平成27年9月24日
経 済 産 業 省
商務流通保安グループ
ガ ス 安 全 室

1. 現行制度の概要

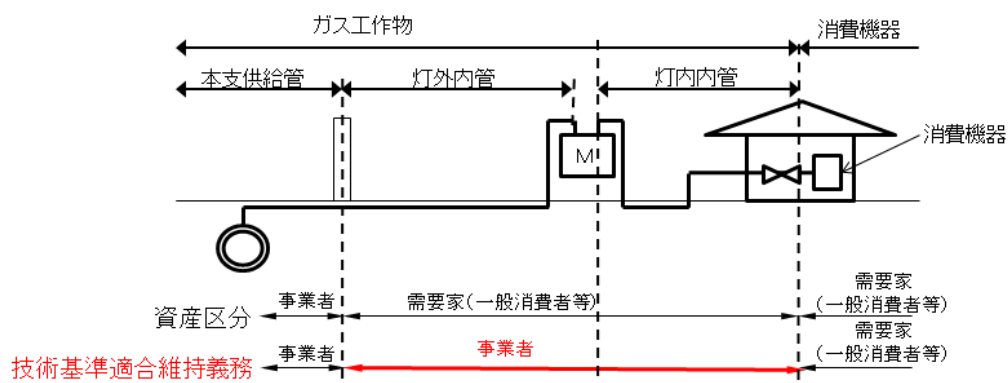
現行制度においては、ガス事業者は現行法第28条第1項等の規定により、その事業の用に供するガス工作物に関して、技術基準適合維持義務といった保安責任を担っている。そのため、仮に当該ガス工作物からのガス漏れなど技術基準に適合していない状態となった際には、修理・取替え等の措置を講じ、技術基準に適合するよう維持する必要がある。

現在、需要家敷地内に施設された内管やガス栓（以下「内管等」という。）は、ガス事業者が技術基準適合維持義務を負っているものの、需要家（賃貸住宅の場合などには、当該建物等のオーナーを含む。以下同じ。）の資産となっており、当該部分を修理・取替え等の措置を行う場合には、所有者又は占有者である需要家の承諾を得ることが必要となる。また、需要家資産であることから、修理・取替え等の措置において生じた費用は、需要家の負担となる。

そのため、内管等が技術基準に適合していない場合であったとしても、需要家の承諾が得られない場合には、ガス事業者は修理・取替え等の措置を行うことができない。しかしながら、技術基準に適合していない状態を放置した場合には、ガス事業者の技術基準適合維持義務違反となるため、経済産業大臣からの修理等命令の発出事由となり、発出対象は技術基準適合維持義務を担っているガス事業者となる（第28条第2項・第3項等）。

こうした現行制度は、需要家の保安意識が十分でない状況では、ガス事業者による積極的な保安の取組を促す意味で、重要な意味を持っていた。他方で、ガス事故の発生は、当該需要家以外にも影響を与えるものであることから、年数の経過により土壌環境によっては腐食が進行しガス漏れの可能性がある内管（以下「経年埋設内管」という。）も全国的に残存している状況に鑑み、本年2月の産業構造審議会 ガス安全小委員会報告書（「ガスシステム改革等を踏まえた保安規制の在り方について」）において、「需要家にも一定の責務を求めるべき」との考えが示されたところである。

<参考 4－1> 現行ガス事業法における資産区分と責任区分について



2. 見直しの必要性

今般の法改正により、内管等を含む導管網といったガス工作物については、ガス導管事業者が保安を担うこととなる^(※1)。そのため、今後は、内管等に関して保安上問題がある場合には、ガス導管事業者が需要家との折衝を原則行うこととなる。

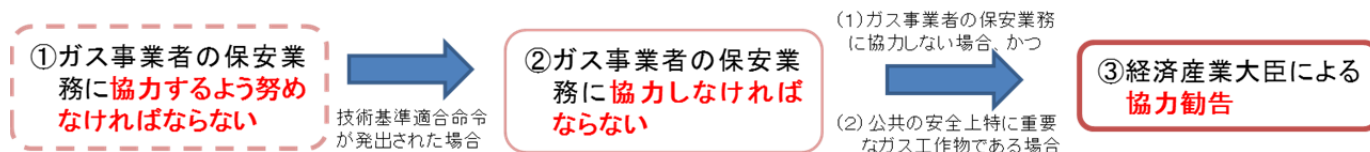
(※1) ガス小売事業者が自ら維持し、及び運用する導管網により、託送供給を受けずにガスを供給する場合には、当該導管網の保安はガス小売事業者自身が行うこととなる。本資料の議論では、ガス小売事業者は、ガス導管事業者からの託送供給を受けてガスを供給する場合を想定しているが、ガス小売事業者の維持・運用する内管についても同様の結論となる。

そこで、改正法においては報告書の結論を踏まえ、第62条(第84条第2項において準用する場合を含む。)として、「ガス導管事業者以外の者が所有又は占有するガス工作物」(すなわち内管等)に関する、「当該ガス工作物の所有者又は占有者」(すなわち需要家)の責務規定を新設することとした^(※2)。

(※2) ガス小売事業の用に供するガス工作物に関しても、法第22条において同様の規定を措置している。

当該規定は、①所有者又は占有者はガス導管事業者が内管等に対して行う保安業務に協力するよう努めなければならない(第1項)、②ガス導管事業者が経済産業大臣から修理等命令を受けた場合に、所有者又は占有者は、当該命令を受けてとる措置の実施に協力しなければならない(第2項)、③ガス工作物が「公共の安全の確保上特に重要なもの」である場合において、第2項の規定にもかかわらず、所有者又は占有者が協力を行わない場合には、経済産業大臣が、当該所有者又は占有者に対して協力勧告を行う(第3項)、という内容となっている。

<参考 4－2> 改正ガス事業法第62条等の規定について



当該規定の第3項としては、所有者又は占有者に対する経済産業大臣の協力勧告を行う規

定であり、例えば、技術基準に適合していない場合において、ガス導管事業者が修理等命令を受けて行う取替え要請等の措置について、所有者又は占有者が協力しない場合に発動されるものである。

すなわち、協力勧告自体には強制力を伴わないものの、国が所有者又は占有者である需要家に対し、法律に根拠をもって正式に一定の措置を講ずることを求めるものであり、社会的意味は極めて大きいと言える。第3項では、協力勧告対象としているガス工作物の詳細を、経済産業省令で規定することとしており、その必要な範囲について検討する必要がある。

3. 論点

所有者又は占有者への経済産業大臣の協力勧告には、需要家に対する措置であることを踏まえると、一般住宅のような需要家に対してまで、協力勧告を発出することは過剰な社会的影響を与えるおそれもある。そこで、第3項では、協力勧告対象に係るガス工作物を「公共の安全の確保上特に重要なもの」に限定している。

現在、「ガス安全高度化計画」に基づき取り組んでいる経年埋設内管対策においては、地下街や大規模商業施設といった、不特定多数が利用するなど、ガス事故が発生した場合に影響が大きい建物を「保安上重要な建物」と位置付け、対策を推進してきたところである。

今般の協力勧告対象についても、経年埋設内管対策と同様^(※3)に、ガス漏れ等の事故が生じた場合に影響の大きい内管等に限定する趣旨のものであることから、「保安上重要な建物」に対してガスを供給するガス工作物の所有者又は占有者を、協力勧告対象としてはどうか。

(※3) ただし、経年埋設内管は、安全性の高い導管に取り替えることが重要であるが、現にガス漏れが生じている訳ではなく、経年埋設内管であることをもって技術基準不適合とはならない。そのため、今般の措置により、直ちに第62条第3項の協力勧告対象となる訳ではない（なお、同条第1項の協力努力義務の対象とはなる）。

今般の勧告制度は、技術基準に適合していない内管等について、所有者又は占有者がガス導管事業者の措置に協力しない場合において行うものであるが、技術基準に適合していない内管等とは、具体的には、ガス漏れが生じている内管が挙げられる。一定の埋設年数や土壌環境等一定要件を満たした内管についてガス漏れの蓋然性が高いものとして協力勧告対象等とすることについて、今後の国の調査・検討結果を踏まえて検討していく予定である。

＜参考４－３＞経年埋設内管対策における「保安上重要な建物」の概要
 下表中の「○」が「保安上重要な建物」に該当。

建物区分	建物区分の概要	イメージ	鉄筋系建物	木質系建物
01：特定地下街等	1,000㎡以上の地下街	商業施設がある大規模地下街	○	○
02：特定地下室等	1,000㎡以上の地下室	地下街がある大規模商業施設	○	○
03：超高層建物	高さ60mを超える建物	超高層ビル	○	○
04：高層建物	高さ31mを超える建物	高層ビル	○	○
05：特定大規模建物	ガスメーターの換算合計Qmaxが180m ³ /h以上の主に業務用途の建物	ショッピングセンター等	○	○
06：特定中規模建物	ガスメーターの換算合計Qmaxが30m ³ /h以上の主に業務用途の建物	商業ビル、ホテル等	○	○
07：特定公共用建物	病院、幼稚園等でガスメーターの換算合計Qmaxが30m ³ /h以上の建物	規模の大きな病院、学校等	○	○
08：工業用建物	工業用途の建物	工場等	○	—
09：一般業務用建物	小規模の業務用の建物等	小規模ビル、学校等	○	○*学校等
10：一般集合住宅	ガスメーターが2個以上の住居用途の建物	マンション	○	—
11：一般住宅	ガスメーターが1個で住居用途の建物	戸建住宅	—	—

※木質系の建物であっても、学校教育法、児童福祉法に規定する学校等の場合は、保安上重要な建物に該当

＜参考４－４＞「保安上重要な建物」の推定対象戸数について（第7回 産業構造審議会 ガス安全小委員会（平成26年9月12日）資料2より抜粋）

- 地下街・劇場・百貨店・病院等の不特定多数が出入りする建物、工業用建物、一般集合住宅（ガスメーターが2個以上の、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のアパート・マンション等）など。建物区分1から10（木造系のマンション・アパート等を除く）。
- 推定対象戸数は約1,800万（東京ガス株における推定対象戸数比率（63.6％）に都市ガスの全需要家数2,900万戸を乗じたもの）。